

犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置  
(平成 18 年環境省告示第 26 号)の見直し

1 根拠条文

動物愛護管理法第 35 条第 5 項 (改正法では第 7 項)

2 見直しの必要性

当該措置は、昭和 50 年に「犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領」として定められ、平成 18 年 1 月に見直しが行われている。動物愛護管理法第 35 条第 1 項及び第 2 項 (改正法では第 3 項) の規定により、自治体が行う犬又は猫の引取り並びに法第 36 条第 2 項の規定による負傷動物等の収容措置に関する努力義務等を定めたものであるが、改正法の趣旨や、昨今の自治体の取組状況等を踏まえた所要の見直しが必要である。

3 見直しに当たって考慮すべき点

(1) 犬及びねこの引取り

改正法第 35 条第 1 項ただし書きに、引取りを拒否することができる旨の規定が設けられたことを踏まえ、現行措置の第 1 「犬及びねこの引取り」において、引取りを求める事由についての詳細な聞き取りが必要であることや、引取りを拒否することができる場合に関する事項の記述の追加を検討する。

(2) 改正遺失物法との整合性

当該措置の第 1 「犬及びねこの引取り」の 3 に、遺失物法第 12 条の規定に基づく措置が規定されている。当該規定は、引取りを求められた犬又はねこが明らかに逸走の家畜に当たると認められる場合に警察署長に差し出すように規定されている。

平成 19 年 12 月 10 日に施行された改正遺失物法では、逸走した家畜は第 4 条第 1 項において警察署長に差し出す旨、同条第 2 項において施設占有者に交付する旨が規定された他、同条第 3 項では、所有者不明の犬猫について同条第 1 項及び第 2 項は適用しない旨が定められている。このことから、当該規定と齟齬が生じないように規定を整理する。

(3) 保管、返還及び譲渡し

改正法第 35 条第 4 項に、引き取った犬猫の返還及び譲渡しに関する努力義務規定が明記されたことを踏まえ、当該措置の第 3 「保管、返還及び譲渡し」において、努力義務規定に準じた記述の追加を検討する。

また、改正法において第 2 種動物取扱業の届出制が新たに規定されたことを踏まえ、譲渡しにあたっては、第 2 種動物取扱業に該当するかどうかの確認等について記述の追加を検討する。

(4) 処分

保管動物の処分方法について、試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用に供する者への譲渡しの記述については、法第 35 条に基づく引取り措置を実施している自治体全てにおいて、すでにそうした取扱いを実施していないとされていることから、当該記述部分の削除について検討する。

(5) 別記様式

報告様式について、現状の自治体からの報告状況や、改正法を踏まえた報告項目の追加等について見直しを行う。

【参考条文】

遺失物法（平成 18 年 6 月 15 日法律第 73 号）

第二条 この法律において「物件」とは、遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物（誤って占有した他人の物、他人の置き去った物及び逸走した家畜をいう。次条において同じ。）をいう。

第四条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件（埋蔵物を除く。第三節において同じ。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

3 前二項の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第三十五条第二項に規定する犬又はねこに該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しない。